

令和7年4月28日

「マリッジサポーター事業にかかる相談申込書等」紛失事案の発生

結婚に関することで助けを必要とする相談者へのお世話やきなどの支援活動を行う「マリッジサポーター事業」において相談申込書等の紛失事案が発生しました。
詳細については下記のとおりです。

記

1 概要

サポーターの1名が、担当している相談者1名分の書類を紛失した旨の報告があった。
紛失した書類には氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、婚姻の有無等の個人情報が記載されていた。

2 経過

- ① 3月11日（火）
相談者と担当サポーターが、市役所本庁において面談。
相談者が登録に必要な書類をサポーターに提出。
相談者帰宅後、担当サポーターが今後の支援活動を行うため、提出を受けた書類一式の控えを定住交流課が取り、原本をサポーターに渡した。
- ② 4月1日（火）
当課と担当サポーターが、3月11日の面談時に不足していた当該相談者の書類の件で連絡を行った際、サポーターから当該相談者の書類を送ってほしい旨の話があったが、それについては面談した当日に当課から手渡ししたことを伝える。
- ③ 4月24日（木）
担当サポーターから、当該相談者にかかる書類が見当たらないとの連絡。事務所以外には持ち出しをしていないことから、再度検索するよう依頼。
- ④ 4月25日（金）
再検索したが、見つからなかった旨サポーターより報告。
当課職員も担当サポーターの事務所へ出向き、再度確認を行ったが発見には至らず。
当該相談者以外の書類については適切に保管されていることを確認。

3 対応・再発防止策

- ・4月25日（金）当課職員が相談者へ電話にて謝罪と経過説明を行う。
- ・今後は、相談者にかかる書類の管理方法、サポーターが管理する個人情報を見直し、サポーターが支援活動する際の個人情報の取り扱いの指導、徹底を図る。

担当： 定住交流課 出会い定住応援係
課長 筒井、課長補佐 門馬
電話 024-572-5451(直通)